

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和 5年4月分)
(会派名 維新の会)
(議員名 門 隆志)

整理 番号	使 途 項 目					
1	4/5 政務活動補助員 人件費	<table border="1"><tr><td data-bbox="1125 405 1337 488">共通案分率</td><td data-bbox="1342 405 1466 488">50% 25%</td></tr><tr><td data-bbox="1125 495 1337 607">それ以外の案分 案分の説明</td><td data-bbox="1342 495 1466 607">100%</td></tr></table> <p data-bbox="1125 667 1161 763">案分率</p> <p data-bbox="347 1906 1385 2040"><input checked="" type="checkbox"/> 領収証は別添 <input type="checkbox"/> 本領収証は、県議会議員 門隆志 宛のものである</p>	共通案分率	50% 25%	それ以外の案分 案分の説明	100%
共通案分率	50% 25%					
それ以外の案分 案分の説明	100%					

勤務実績表・領収書

3月分		氏名					
日	曜日	開始時刻	終了時刻	休憩等控除時間	ポスティング業務		政務活動補助業務
					勤務時間数	勤務時間数	勤務時間数
1	水	9:00	17:00		8:00	0:00	8:00
2	木						
3	金	9:00	17:00		8:00	0:00	8:00
4	土						
5	日						
6	月						
7	火						
8	水	9:00	17:00		8:00	0:00	8:00
9	木						
10	金	9:00	17:00		8:00	0:00	8:00
11	土						
12	日						
13	月	9:00	17:00		8:00	0:00	8:00
14	火						
15	水	9:00	17:00		8:00	0:00	8:00
16	木						
17	金	9:00	17:00		8:00	0:00	8:00
18	土						
19	日						
20	月						
21	火						
22	水	9:00	17:00		8:00	0:00	8:00
23	木						
24	金	9:00	17:00		8:00	0:00	8:00
25	土						
26	日						
27	月						
28	火						
29	水						
30	木						
31	金						
計					(A) 72:00	0:00	72:00

上記のとおり勤務したことを証明します。 議員名 門 隆志 (門)

【総支給額の計算】

① 時給の場合 [72時00分] × 単価 [1,200円] = 86,400 円(B)

② 時間外勤務手当等 [00時00分] × 単価 [1,500円] = 0 円(C)

③ 総支給額 (B)+(C) = 86,400 円(D)

【実支給額(総支給額－諸控除額)の計算】

(D) - [0円] (所得税・住民税、保険料本人負担額) = 86,400 円(E)

金 86,400 円(E)

左記金額を確かに領収致しました。
令和 5年 4月 5日

住所 氏名

【政務活動費充当額の計算】

○ ポスティング 給与 総支給額 [0円] × 案分率 [90%] = 0 円(F)



○ 政務活動 給与 総支給額 [86,400円] × 案分率 [50%] = 43,200 円(G)

○ 保険料等雇用主負担額 総額 [0円] × 案分率 [50%] = 0 円(H)

○ 政務活動費充当額の計 (F)+(G)+(H) = 43,200 円

(添付様式8)

雇 用 契 約 書

ふりがな	■■■■■■■■■■	生 年 月 日
氏 名	■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■
現 住 所	■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■
下記の条件で契約します		
雇用期間	令和 4 年 4 月 1 日から 令和 5 年 3 月 31 日まで	
雇用形態	パートタイム	
就業場所	① 宝塚市山本南 2-11-16-202 門隆志事務所 ② 宝塚市内	
仕事内容①	政治活動に係る補助	
就業時間	午前 9 時 00 分から 午後 17 時 00 分まで	
(休憩時間)	(休憩時間は、12 時 00 分から 13 時 00 分)	
仕事内容②	ポスティング等の外回り業務	
就業時間	1 日 6 時間を超えない範囲で自由勤務とする	
(休憩時間)	(休憩時間は無し)	
休 日	仕事内容①・・・土曜日、日曜日、祝祭日、年末及び年始、夏期休暇 仕事内容②・・・設定しない	
給与(賃金)	時給 1,200 円 ※時間外は 1,500 円とする	
給与支払	毎月分を翌月 5 日に支払い	
給与振込先		
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。		
契約書は 2 通作成し、双方が各 1 通を保管する。 休憩時にも来客対応等があるため、休憩時間は給与計算において差し引かない。		
令和 4 年 4 月 1 日		
雇用者	門 隆 志	
被雇用者	■■■■■■■■■■	

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和 5年4月分)

(会派名 維新の会)

(議員名 門 隆志)

整理 番号	使 途 項 目	
2	4/12 iPad 保護フィルム	共通案分率 50% 25%
		100% それ以外の案分 案分の説明 案分率
<input checked="" type="checkbox"/> 領収証は別添 <input checked="" type="checkbox"/> 本領収証は、県議会議員 門隆志 宛のものである		



注文番号**503-8194293-8001444**の領収書
このページを印刷してご利用ください。

発行日: 2023年5月11日
注文日: 2023年4月12日
Amazon.co.jp 注文番号: 503-8194293-8001444
ご請求額: ¥1,236

様

2023年4月12日に発送済み

注文商品	価格
1点 エレコム iPad 10.5 第3/1世代 (2019/2017年) フィルム ペーパーテクスチャ 反射防止 ケント紙タイプ (ペン先磨耗防止) 紙のような描き心地 TB-A19MFLAPLL 販売: アマゾンジャパン合同会社	¥1,236
コンディション: 新品	

お届け先住所:
門 隆志
665-0882
兵庫県 宝塚市山本南2-11-16
レジデンスKM 202
(不在時は宅配ボックスに)

配送方法:
当日お急ぎ便(代金引換未対応)

支払い情報

支払い方法:

請求先住所:
門 隆志
665-0882
兵庫県 宝塚市山本南2-11-16
レジデンスKM 202
(不在時は宅配ボックスに)

クレジットカードへの請求

商品の小計:	¥1,236
配送料・手数料:	¥0

注文合計:	¥1,236

ご請求額:	¥1,236

2023年4月12日: ¥1,236

注文の状況を確認するには、注文内容をご覧ください。

領収書等添付様式【共通】

(令和 5年4月分)
(会派名 維新の会)
(議員名 門 隆志)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・ 事務所費 ・事務費・人件費	
3	4/20 事務所ガス料金	共通案分率 50% 25%
		100% それ以外の案分 案分の説明
		案分率

大阪ガス 振込依頼票 兼 領収証

門 隆志 様

← ゆうちょ銀行でのお支払いの場合、その他の窓口でのお支払いの場合は左側の2票のみをお出しください

2023年 4月分

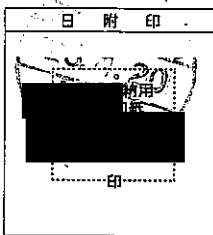
金額 **2,145円**

支払期限日 **5月10日**

上記お支払い期限日を過ぎてお支払いいただいた場合は、その経過日数に応じて1日あたり0.0274%の率で算定した延滞利息をお支払いいただきます。

取扱可能日 **5月20日まで**

上記取扱可能日を過ぎますとコンビニエンスストア・スマートフォンアプリでの払込はできなくなります。



大阪ガス株式会社
(お客さま控)

大阪ガスご使用量のお知らせ

ご使用番号 **43-52-112-11-1640**

ガス供給地点特定番号 00212600055946308

門 隆志 様

2023年 4月 ご使用期間(日数) 3月10日~ 4月10日(32日間)

請求金額 2,145円

内訳

- 当月ガス料金 963円
- (内ガス料金分消費税 87円)
- ・基本料金 759円00銭
- ・従量料金(①×②) 204円03銭
- 前月ガス繰越分金額 1,182円

ご契約 一般

①ご使用量 1) - 2) **1 m³**

1) 今回メーター指示数 2685
2) 前回メーター指示数 2684

前年同月ご使用量 1 m³ (29日)
前年同月比(30日換算) 90.6%

領収証は別添

本領収証は、県議会議員 門隆志 宛のものである

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和 5年4月分)
(会派名 維新の会)
(議員名 門 隆志)

整理 番号	使 途 項 目																																									
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・ <u>事務所費</u> ・事務費・人件費																																									
4	4/20 事務所 水道料金	共通案分率 50% 25%																																								
		100% それ以外の案分 案分の説明																																								
<p>宝塚市水道料金・下水道使用料 納入通知書兼領収書(定例納入通知書)</p> <p>口座番号 01100-3-960397 加入者名 宝塚市上下水道事業管理者</p> <p>山本南2丁目11-16-202</p> <p>レジデンスKM</p> <p>門 隆志様</p> <table border="1"> <tr> <td>使用者番号</td> <td>7172-11-1630-01</td> <td>水栓番号</td> <td>088140</td> </tr> <tr> <td>年度期分</td> <td colspan="3">令和 4年度6期4回</td> </tr> <tr> <td>使用期間</td> <td colspan="3">令和 5年 1月17日～令和 5年 3月15日</td> </tr> <tr> <td>水道用途</td> <td>一般</td> <td>口径</td> <td>20mm 戸数 1</td> </tr> <tr> <td>水道使用水量</td> <td>7m³</td> <td>污水排除量</td> <td>7m³</td> </tr> <tr> <td>水道料金</td> <td>2,354円</td> <td>(</td> <td>214円)</td> </tr> <tr> <td>下水道使用料</td> <td>1,358円</td> <td>(</td> <td>123円)</td> </tr> <tr> <td>督促手数料</td> <td>0円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計納付額</td> <td>3,712円</td> <td>(</td> <td>337円)</td> </tr> <tr> <td>納入期限日</td> <td colspan="3">令和 5年 4月20日</td> </tr> </table> <p>0内消費税相当額 上記の金額を納入期限までに納めてください。 令和 5年(2023年) 4月 3日 DSK 電算システム</p> <p>宝塚市上下水道事業管理者 上記金額を領収しました。 宝塚市上下水道局企業出納員</p> <p>すでに納められている場合は、本状は行き違いですので、ご了承ください。</p> <p>お問合せ窓口は裏面に記載しております。</p> <p>金額の訂正したものおよび領収日付印のないものは無効です。 (納入者控) 宝塚市上下水道事業管理者 (収入印紙不要)</p>		使用者番号	7172-11-1630-01	水栓番号	088140	年度期分	令和 4年度6期4回			使用期間	令和 5年 1月17日～令和 5年 3月15日			水道用途	一般	口径	20mm 戸数 1	水道使用水量	7m ³	污水排除量	7m ³	水道料金	2,354円	(214円)	下水道使用料	1,358円	(123円)	督促手数料	0円			合計納付額	3,712円	(337円)	納入期限日	令和 5年 4月20日			案分率
使用者番号	7172-11-1630-01	水栓番号	088140																																							
年度期分	令和 4年度6期4回																																									
使用期間	令和 5年 1月17日～令和 5年 3月15日																																									
水道用途	一般	口径	20mm 戸数 1																																							
水道使用水量	7m ³	污水排除量	7m ³																																							
水道料金	2,354円	(214円)																																							
下水道使用料	1,358円	(123円)																																							
督促手数料	0円																																									
合計納付額	3,712円	(337円)																																							
納入期限日	令和 5年 4月20日																																									
<input type="checkbox"/> 領収証は別添 <input checked="" type="checkbox"/> 本領収証は、県議会議員 門隆志 宛のものである																																										

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和 5年4月分)
(会派名 維新の会)
(議員名 門 隆志)

整理 番号	使 途 項 目			
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費			
5	4/20 事務所電気料金		共通案分率	50% 25%
	<div data-bbox="263 481 1045 1243" data-label="Complex-Block"> <p>電気料金振込受領証(兼請求書) (青)</p> <p>いつもご利用いただきありがとうございます。</p> <p>おなまえ 門 隆志 様 5年 4月分</p> <p>お客様番号 03447652111622 請求金額 13,813 円</p> <p>ご使用期間 3月 3日~ 4月 4日 電気料金内訳(円) 1,255 円</p> <p>契種 31 ご使用量(kWh) 559 電気料金内訳(円) -</p> <p>ご使用場所 宝塚市山本南2丁目11-16 Residence KM202</p> <p>燃料費調整額 -2660.78円 再エネ促進賦課金 1,928円</p> <p>お支払いは便利な口座振替・クレジット支払いをご利用ください。当社ホームページにて変更手続きが可能です。</p> <p>お支払期限日 5月 8日 金融機関取扱い期限日 5月 8日</p> <p>本票は、5月18日までコンビニエンスストアにてお取扱いできます。</p> <p>お支払いいただく前に、裏面記載のお知らせを必ずご確認ください。</p> <p>神戸料金センター 電話番号 0800-777-8810 (お客様控え)</p> <p>被振込人 関西電力 本番により集金員が収納することはありません。</p> </div>		100%	それ以外の案分 案分の説明
			案分率	
<input type="checkbox"/> 領収証は別添 <input checked="" type="checkbox"/> 本領収証は、県議会議員 門隆志 宛のものである				

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和 5年4月分)
(会派名 維新の会)
(議員名 門 隆志)

整理 番号	使 途 項 目	
6	<p>4/23 ガソリン代</p> <div data-bbox="443 667 592 757" style="text-align: center;"></div> <p style="text-align: center;">納品書(領収書) 2023年04月23日 21:37</p> <p>売上 [Redacted] 様</p> <p>提携カード 車両番号 実車番 0011-00 レギュラーガソリン P-04 53.90L * 166円 ¥8,947</p> <p>合計 ¥8,947 (消費税10%対象 ¥8,947 内消費税等 ¥813)</p> <p>[Redacted]</p> <p>現金でお買上げの場合は領収書にかえて頂きます。 消費税額表示のない場合は消費税を請求書にて ご請求いたします。 消費税には、地方消費税が含まれています。</p> <p>山文商事株式会社 DD宝塚山本SS 兵庫県 宝塚市 山本野里1丁目94-1 TEL:0797-80-1301 SS-610308 サイトNo 5858-01 デ-7No5726-5729 外番17-05930 [Redacted] 2023/04/23</p>	


共通案分率	50% 25%
100% それ以外の案分 案分の説明	

案分率

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】





(令和 5年4月分)
(会派名 維新の会)
(議員名 門 隆志)

整理 番号	使 途 項 目	
7	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 60%;">  <p style="text-align: center;">納品書(領収書)</p> <p>Keeper☆PRO SHOP カーコーティング施工は是非当店へ 中山寺SS キーパーコーティング ↑↑↑↑↑ で検索↑↑↑↑↑ 2023年04月27日 16:32</p> <p>売上 [Redacted]</p> <p>提携カード 車両番号 実車番 0011-00 レギュラーガソリン P-04 45.40L * ¥7,219</p> <p>合計 ¥7,219 (消費税10%対象 ¥7,219 内消費税等 ¥656) クレジット支払</p> <p>[Redacted]</p> <p>本日付与されたポイントは2~3日 目以降に反映されます。有効期限切 等の理由で、Tカードにポイントが 加算されないことがあります。 詳細はwww.tsjtc.jpにてご確認下さ い。 現金でお買い上げの場合は、 領収書にかえさせて頂きます。</p> <p>山文商事株式会社 DD中山寺SS 兵庫県 宝塚市 中筋7丁目97-1 TEL:0797-88-9512 SS-610300 リストNo 1833-02 テ-5No4238-4241 外通番17-59229 [Redacted] 2023/04/27</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 本領収証は、県議会議員 門隆志 宛のものである</p> </div> <div style="width: 35%; border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;"> <p>共通案分率 50% 25%</p> <p>100%</p> <p>それ以外の案分 案分の説明</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">案分率</p> </div> </div>

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和 5年4月分)
(会派名 維新の会)
(議員名 門 隆志)

整理 番号	使 途 項 目						
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費						
8	ご利用ありがとうございます。 利 用 証 明 書  料金所(自) 宝塚 料金所(至) 西宮山口本線 23年 4月26日 12時 0分 <hr/> 通行料金 ￥520- (ETCクレジット) 車種 1 取扱番号 A30304-268240-466030 確 <small>※通行料金は消費税率10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</small>		ご利用ありがとうございます。 利 用 証 明 書  料金所(自) 西宮山口合併 料金所(至) 神若出 23年 4月26日 12時 0分 <hr/> 通行料金 ￥980- (ETCクレジット) 車種 1 取扱番号 A30304-268240-467236 確 <small>※通行料金は消費税率10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</small>		案 分 率	共通案分率	50%
						25%	
				100%			
				それ以外の案分 案分の説明			
				4/26			
		ご利用ありがとうございます。 利 用 証 明 書  料金所(自) 二宮入 料金所(至) 西宮山口東中国出 23年 4月26日 15時12分 <hr/> 通行料金 ￥980- (ETCクレジット) 車種 1 取扱番号 A30304-268240-467632 確 <small>※通行料金は消費税率10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</small>		ご利用ありがとうございます。 利 用 証 明 書  料金所(自) 西宮山口本線 料金所(至) 宝塚 23年 4月26日 15時36分 <hr/> 通行料金 ￥520- (ETCクレジット) 車種 1 取扱番号 A30304-268240-467939 確 <small>※通行料金は消費税率10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</small>			
		<input type="checkbox"/> 領収証は別添					
		<input checked="" type="checkbox"/> 本領収証は、県議会議員 門隆志 宛のものである					

(添付様式7-2)

活動報告書(登庁調査)

議員名	門 隆志
-----	------

令和5年 4 月分





日付	整理番号	主な活動概要	充当額	備考 (添付資料)
4/26	8	県政資料整理、作成	3,000	
4/28	9	県政資料整理、作成	3,000	

※県庁における政務活動の場合は、本様式により作成できます。

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和 5年4月分)
(会派名 維新の会)
(議員名 門 隆志)

整理 番号	使 途 項 目							
9	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費							
	<p>ご利用ありがとうございます。 利 用 証 明 書</p>  <p>料金所(自) 宝塚 料金所(至) 西宮山口本線</p> <p>23年 4月28日 14時33分</p> <hr/> <p>通行料金 ¥520- (ETCクレジット)</p> <p>車種 1</p> <p>取扱番号 A30304-287130-206132 (確)</p> <p><small>※通行料金は消費税率10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</small></p>	<p>ご利用ありがとうございます。 利 用 証 明 書</p>  <p>料金所(自) 西宮山口合併 料金所(至) 神若出</p> <p>23年 4月28日 14時33分</p> <hr/> <p>通行料金 ¥980- (ETCクレジット)</p> <p>車種 1</p> <p>取扱番号 A30304-287130-208336 (確)</p> <p><small>※通行料金は消費税率10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</small></p>	<table border="1"> <tr><td>共通案分率</td><td>50%</td></tr> <tr><td></td><td>25%</td></tr> </table>	共通案分率	50%		25%	<p>それ以外の案分 100%</p> <p>案分の説明</p> <p>案分率</p>
	共通案分率	50%						
		25%						
<p>ご利用ありがとうございます。 利 用 証 明 書</p>  <p>料金所(自) 二宮入 料金所(至) 西宮山口東中国出</p> <p>23年 4月28日 16時52分</p> <hr/> <p>通行料金 ¥980- (ETCクレジット)</p> <p>車種 1</p> <p>取扱番号 A30304-287130-208831 (確)</p> <p><small>※通行料金は消費税率10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</small></p>	<p>ご利用ありがとうございます。 利 用 証 明 書</p>  <p>料金所(自) 西宮山口本線 料金所(至) 宝塚</p> <p>23年 4月28日 17時17分</p> <hr/> <p>通行料金 ¥520- (ETCクレジット)</p> <p>車種 1</p> <p>取扱番号 A30304-287130-209433 (確)</p> <p><small>※通行料金は消費税率10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</small></p>	<p>4/28</p>						
<input type="checkbox"/> 領収証は別添								
<input checked="" type="checkbox"/> 本領収証は、県議会議員 門隆志 宛のものである								

(添付様式2)

領 収 書 等 添 付 様 式 【 共 通 】

(令和 5年4月分)

(会派名 維新の会)

(議員名 門 隆志)

整理 番号	使 途 項 目					
10	4/28 事務所家賃	<table border="1"><tr><td data-bbox="1117 387 1337 472">共通案分率</td><td data-bbox="1337 387 1463 472">50% 25%</td></tr><tr><td data-bbox="1117 472 1337 1016">それ以外の案分 案分の説明</td><td data-bbox="1337 472 1463 1016">100%</td></tr></table> 案分率	共通案分率	50% 25%	それ以外の案分 案分の説明	100%
共通案分率	50% 25%					
それ以外の案分 案分の説明	100%					
<input checked="" type="checkbox"/> 領収証は別添 <input type="checkbox"/> 本領収証は、県議会議員 門隆志 宛のものである						

振込・送金明細

かゝ様

現在時刻 2023年5月12日 12:35

状況	当行受付完了
振込日	2023年4月28日 振込
振込先口座	████████████████████
振込金額（手数料）	104,500円（手数料330円）
受付日	2023年4月28日 受付
依頼人	かゝ
出金口座	████████████████████
受取人	工ヶンガイヤコウシヨウエン
利用ポイント数	-
利用サービス	振込
利用端末	パソコン

三井住友銀行

レジデンスKM (1号館) No. 202 号室

賃貸借契約書

事務所

門 隆 志

様

貸主(甲) [Redacted] と借主(乙) 門 隆 志

は下記表示物件を次の条件をもって賃貸借契約を締結し、本契約書を作成する

記

(表示)

第1条 (1) 名称・区分	レジデンスKM	(202) 号室
(2) 所在地	宝塚市山本南2丁目11-16	
(3) 構造・規模	鉄筋コンクリート造	地上 4 階建
(4) 床面積	624	m ²

但し、甲の定める標準設計による物件仕様、電気器具、電話用配管、その他諸造作設備については、現状有姿のままとする。

(使用目的)

第2条 乙は本物件を~~店舗事務所~~の目的としてのみ使用し、かつ善良な管理者としての注意をもって使用する。またこの物件を当初の営業種目・営業目的外には使用しない。

(保証金・礼金)

第3条 乙はこの契約書作成と同時に保証金として金 [Redacted] 円也、礼金として金 [Redacted] 円也を甲に差し入れ、甲はこれを受領した。(本証をもって預かり証とする。) 但し、この保証金には利息を付けない。

(保証金の返還)

- 第4条 1 甲は乙が本物件を明け渡し、甲に対する一切の債務(延滞賃料、損害金等)を清算した後2週間後に保証金を乙に返還する。
- 2 乙及び乙関係者の責めに帰すべき原因による火災焼失については、その損害補償として保証金全額を甲は乙に返還しない。
- 3 乙は保証金返還請求権を第三者に譲り渡したり、担保に提供することはできない。
- 4 甲は、この契約の物件が甲の過失によらず天災地変等、不可抗力の原因に基き使用不能となった場合(火災、その他の災害により大破又は、消滅した時)は保証金全額を乙に対し返還しない。

(賃料・共益費)

- 第5条 1 本建物の賃料は月額金 [Redacted] 102,600 円也、共益費は月額金 [Redacted] 0 円也とし、乙は毎月末日迄に翌月分を甲又はその指定する所へ持参支払する。但し、消費税込みとする。
- 2 万が一支払期日にその支払いを延滞した時は、年2割5分の損害金を附加して支払わねばならない。
- 3 契約時の1ヶ月未満の日数に対するものは日割計算による。(共益費及び看板使用料も同様とする)
- 4 賃料等の支払のために要する振込手数料等の費用は乙の負担とする。
- 5 解約時の賃料(共益費も含む)は明け渡し日の月全額を乙は負担する。

(賃料の増減)

第6条 この契約の賃料、共益費等が賃貸借期間中でも物価の変動、公租公課、地代の増減或いは近隣の賃料、共益費等に比較して不相当となった時は、甲、乙協議の上賃料改訂をすることができる。

(賃貸借期間)

- 第7条 1 賃貸借期間は平成 [Redacted] 29 年 12 月 20 日より、平成 [Redacted] 31 年 12 月 19 日までの期間とする。
- 2 賃貸借期間満了の [Redacted] 前日に双方より異議が無い時は、本契約は第8条の手続きにより更新されるものとし、その後もこの例による。

(更新手続き)

第8条 1 本賃貸借期間満了の [Redacted] 前日に双方の協議により、この契約を更新することができる。但し、その際に、諸物価

※ 消費税増税の為 月額金変更

$$95,000 \text{ 円} \times 8\% = 102,600 \text{ 円}$$

↓

$$95,000 \text{ 円} \times 10\% = 104,500 \text{ 円}$$

固定資産税の変動並びに、近隣の賃料の相場を検討した上で賃料の改定につき協議するものとする。

2 更新後の賃貸借契約期間は、更新の時より~~2年間~~とする。

3 乙は連絡先その他契約時より変更があったとき、甲に遅滞なく文書にて届けなければならない。

(譲渡、転貸、模様替及び行為等の禁止)

第9条 乙は、本物件の使用については法律、規則、官公署の令達、諸条例慣習等を遵守し、本物件を現状のまま使用し、甲の文章による承諾がなければ次の行為をすることができない。(本建物に該当無き項目は除く。)

- (1) 賃借物件の使用目的等用途変更。
- (2) 賃借権の譲渡、賃借物件の転貸、名義の如何を問わず事実上全部又は一部を第三者の使用に供すること。
- (3) 共用部分に個人の物品を置いたり、ゴミその他(タバコの吸殻等)を捨てたりすること。
- (4) 賃借人同士の喧嘩、本物件内の喧嘩、楽器等の過剰な演奏、音響機器による高音等を出すこと。
- (5) 賃借物件の改築、増築、構造の変更その他物件の現状を変更を来すような一切の造作、加工をすること。(店舗内装については別途協議を要する事。)
- (6) パルコニーに必要以上の物を置いたり、隣室を覗く行為並びに無断で他室への侵入行為をすること。
- (7) 塔屋、屋上、屋根、電気室、受水槽室、ポンプ室、機械室等危険な場所に立ち入る行為をすること。
- (8) 動物を飼育すること及び野良猫、犬に餌をあたえること、又は悪臭、虫、カビ等を生じさせるような行為をすること。
- (9) 備え付け動産の搬出、本物件の内外に看板、掲示板広告、標識等を設置、貼付すること(店舗の場合別途協議)。
- (10) 罰則にふれたり、その他衛生上、風紀上の害となり、騒音振動、公害を発生させたり、本物件内において危険もしくは近隣に迷惑を与えたり、或いは本物件に損害を与えるような行為、及び公序良俗に反する一切の行為をすること。
- (11) 団体的な行動、もしくは交渉及び反社会的な行動をすること。
- (12) 暴力団事務所として使用し、又はそれらしき服装、態度での非難をして、近隣に不安を抱かせるような行為をすること。
- (13) 本物件に他人名義の電話を架設すること。
- (14) 他の賃借人に危険または迷惑を及ぼすと思われる行為、その他、本物件の維持保全を害すると予想される行為。

(現状変更)

- 第10条 1 乙が造作や設備の新設、除去、変更等、本物件への入口扉を含む本物件の現状を変更しようとする時、また本物件及び本物件の内外に看板、掲示板等を設置しようとする時は、あらかじめ書面(設計、施工図、工程表等添付)にて甲に申し入れ、書面によりその承認を得るものとする。
- 2 前項の工事については、原則として甲の指定する業者に行わせるものとし、その費用は乙の負担とする。
- 3 乙が、新設、付加した諸造作、設備に賦課される公租公課は、宛名及び名義の如何にかかわらず、乙がこれを負担するものとする。
- 4 解約退居時には、契約時の原状にもどして退居するものとする、尚、当然に原状回復費は乙負担とする。

(緊急時の対応及び修理)

- 第11条 1 甲又は、甲の使用人は建物の保全、防犯、防火等に関し必要ある時は、随時本物件内に立ち入り、対応することが出来る。尚、乙は、甲、又は甲の使用人に対し協力しなければならない。(特に水漏・火災等緊急を要する時)
- 2 乙は室内における損傷部分の補修或いは、部分的な小修繕は乙の負担で行うものとする。(後記特約事項参照)

(負担の帰属)

- 第12条 1 本物件の公租公課は甲が負担し、乙は電気代、ガス代、水道代、電話代、その他衛生費等、自己使用から生ずる一切の費用を負担する。又、消耗品等も乙負担とする。(後記特約事項参照)
- 2 天災、人災如何を問わず、甲の責に帰すことのできない原因で乙が受けた損害に対しては、甲はその責を負わない。

(契約の解約)

- 第13条 1 乙が本賃貸借契約の解約を求めるときには、~~2週間~~以上の予告期限を置いて通知しなければならない。
- 2 乙が解約申し出をしてから明け渡しをするまでに、新規入居者が本建物内部の確認等を希望した時には、乙は無異議なく応ずるものとする。
- 3 3ヶ月の予告期限を置かずに、乙が解約申し出をして明け渡しをした場合には、予告月を入れて~~2週間~~の賃料及び共益費等に相当する額を甲に支払わなければならない。

(みなし解約)

- 第14条 1 乙が甲に何等通知することなく、本建物を~~2週間~~以上使用せず、又賃料も支払わない場合、又は連絡場所を甲が知ることができなくなった場合には、乙が本契約を解約したものとみなす
- 2 前項の場合に、甲は自由に本建物の内部に立ち入り、自ら本建物の明け渡しに必要な措置を講ずることができる。この場合の明け渡しに伴う借主の家具、什器、備品等の保管は、乙の費用負担により行う。明け渡し措置を講じた後、~~2週間~~を経過しても、乙がこれらの動産を引き取らない場合には、甲は任意にこれを売却もしくは廃棄処分できるものとし、乙は、この売却もしくは廃棄処分に対して何等の異議も申し出ないものとする。

(契約の解除)

- 第15条 乙において次の各項の一に該当したときは、甲は相当な期間を定めて履行を催促し、その期間内に乙が履行しないときは、本契約を解除できる。その場合は乙は無条件で本物件を明け渡すものとする。
- (1) 賃料の支払を~~2週間~~以上延滞したとき。又は同じことを繰り返したとき。
 - (2) 死亡又は禁治産者、及び破産の宣告を受けた場合。又、手形交換所の取引停止処分、或いは強制執行保全処分を受けた場合、または、破産、会社更正、会社整理競売等の申し立てがなされた場合。
 - (3) 乙が甲に~~2週間~~以上何等の通告もなく物件を引き払い退居したとき。(置き去った物品は甲において任意の方法により処理することができる。乙は何等異議がないものとする。尚、処理に関する費用は乙の負担とする。)
 - (4) 第9条に違反したとき。
 - (5) その他契約の各条項に違反し、甲が本契約の継続が困難であると認められるべき事情が生じたとき。
 - (6) 入居申込時の書類の記載に虚偽の記載が発覚されたとき。

(契約の終了)

- 第16条 次の各項の理由により、この賃貸借契約は終了する。
- (1) 第13条、第14条により解約された時。
 - (2) 第15条により契約が解除された時。
 - (3) 本物件が老朽、もしくは天災地変、水火災等による損壊及び滅失又は公共事業の施工により使用不能となった時。
 - (4) 甲に正当な理由が生じて本契約を解除する時。
 - (5) 期間満了により甲、乙双方合意のうえ更新しない時。
 - (6) 契約者に変更が生じた時。

(契約の即時消滅)

- 第17条 本建物が火災、その他の災害及び天災地変により、大破または消滅したときは、当然に本契約は即時消滅に帰するものとする。

(明け渡し義務及び損害賠償)

- 第18条 1 契約期間中、乙及び乙の関係者が故意過失を問わず本物件に損害を与えた時は、乙は直ちに甲にその損害を賠償し、本物件を甲に返還しなければならない。
- 2 乙は、第16条、第17条によりこの契約が終了したときは直ちに本賃貸借物件を甲に返還し、立ち退き料その他いかなる名目を以てするを問わず、甲に対し金銭等の請求は出来ない。尚、返還に際しては、甲の立ち合いを得て本物件の点検を得なければならない。
- 3 乙は返還に際し、乙所有の物件、造作、付属物を取り除き契約当初の現状に復して明け渡し、甲に対して買い取り請求及び金銭等の要求は出来ない。
- 4 乙が、その明け渡し返還期日後~~2週間以内~~に前項を完了させないときは、残置された乙の所有物を甲が廃棄処分にする等任意の方法により代行しても、乙は異議なく、その支出費用は乙の負担となり相当の利息を付加して直ちに甲に弁償しなければならない。又返還完了に至るまで、その時における約定賃料の倍額の損害金を甲に日割り計算にて支払う。
- 5 甲も乙も現状回復を望まないときは、そのまま無償にて残置することもできる。但し、乙は、甲にその代償要求をしたり、その後の賃借人に対しそれを売買、譲渡したりすることは出来ない。
- 6 本物件の終了、明け渡しに関する交渉、打ち合わせ事務手続等一切は、乙本人と行う。乙以外では甲の承認する者でなければならない。

7 乙は、明け渡しに際して第12条1項の諸料金の清算済み領収書を提示しなければならない。

(立ち退き料)

第19条 乙が本建物を明け渡し際に、甲に対して、立退料その他、名目を問わず、財産上の請求をすることはできない。

(連帯保証人) 該当なき場合は除く

- 第20条 1 乙の連帯保証人は、本契約に基く一切の債務を保証し、乙と連帯して本賃貸借契約上の債務及び義務を履行し、その支払いの責に任ずる。
- 2 連帯保証人は、第14条の場合に、甲の要求によって乙の家具、什器、備品等の保管の責を負うことをあらかじめ承諾する。
- 3 乙は連帯保証人が死亡した時は、その日から10日以内に別に相当の資力のある連帯保証人を定め、甲の承認を受けなければならない。
- 4 乙は連帯保証人に変更が生じた時は、その日から10日以内にその旨を甲に文書にて報告し承認を受けなければならない。

【管轄裁判所】

第21条 甲、乙及び乙の連帯保証人は、本賃貸借契約上の紛争については、本物件の所在地の地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

(確認事項)

- 第22条 1 本物件を特に取り決めのない限り、契約時の現況有姿にて契約を締結したことを乙は確認した。
- 2 甲が建物の改築又は大修理の必要上一時乙に対し立ち退きを要求する場合は、乙は異議なくこれに応じその補償を要求できない。
- 3 この契約に関し、甲、乙相互における、通告、申し出で、承諾、承認などは全て書面によるものとする。
- 4 この契約に定めのない事項については、当事者は関係法規ならびに慣習に従い誠意をもって協議のうえ処理するものとする。

【特約事項】

- 1 敷金・礼金及び初期賃料全額入金時点において本契約の効力は発生し、物件の引き渡しを行う。
- 2 看板を使用したい時は、乙負担にて設置・維持管理全てを行うものとする。
- 3 第5条第1項で指定する所とは、下記の通りとする。

お振込頂く口座

お振込頂く口座					
---------	--	--	--	--	--

4 第11条、第12条における修理

(負担の帰属の内訳)

本建物に関する修理及び負担の帰属の内訳は次の通りとする。(本建物に該当無き項目は除く。)

(1) 甲の負担とするもの

- ① 空室修繕を含む計画修繕による修理
- ② 共同部分及び屋外付帯物の修理
- ③ 設備工事の共用部分の修理
- ④ 共用給排水設備の保全修理
- ⑤ 防火設備の保守、保全、修理
- ⑥ エレベーターの保守、保全、修理(標準設計原状有姿部分)
- ⑦ その他甲の必要により発生する大規模な改装、修繕、修理等

(2) 乙の負担とするもの(借り受けた専有部分に属するものに限る)

- ① 壁面、床面、天井の補修
- ② ガラスの取替、網戸、金具類の修理、取替

- ③ ガスレンジ、ガスコンロ、ゴム管の取付、修理、取替
- ④ コンセント、スイッチ、電球類及び換気扇修理、取替、ガス漏れ警報安全装置の修理
- ⑤ トイレのバルブ等の付属品の修理
- ⑥ 水道蛇口、パッキン修理取替及び水漏れ修理、ガス設備破損箇所の修理
- ⑦ その他、小規模な修繕、修理等、及び消耗品の取替
- ⑧ 故意、又は過失による損害は、実費にて、借主(乙)が、賠償するものとする。

但し、本物件との関連のある修繕、修理に関しては、乙負担の項目といえども、甲に連絡し修繕修理の内容を協議の上実施するものとする。又、協議を経ずして行った修繕、修理の結果、甲が不利益を被った場合、その損害額を乙は負担するものとする。本契約の成立を証するため、本書2通を作成し署名押印して、各自1通を保有する。

契約日 平成 29 年 12 月 20 日

貸主(甲) 住所 _____
 氏名 _____ 印

借主(乙) 住所 室塚前 _____
 氏名 門 隆 志 _____ 印

借主の連帯 住所 _____
 保証人 氏名 _____ 印

管理会社 住所 _____
 商号 _____
 氏名 _____ 印

緊急連絡先 (自宅・その他)

NAME _____
 TEL _____

解約通知書

平成 年 月 日

貸主 (甲) XXXXXXXXXX 様

管理会社 XXXXXXXXXX

借主 (乙) 住所 _____
氏名 _____ 印
TEL _____

この度、名称 レジデンス KM1号館 202 号室
所在地 宝塚市山本南2丁目11-16

の賃貸借契約を平成 年 月 日付をもって解約し、同日をもって本物件を明渡しする事を通知致します。
尚、明け渡し義務も責任を持ち実行し、物品を運び出した後の清掃、特に便所、湯沸、バルコニー等の清掃には
充分努める事を確約致します。

もし、清掃が不十分な場合は、甲にて清掃を行い、保証金の返還金にて清算されても異議は有りません。
又、公共料金につきましては、責任を持ち支払いし、証明書を提示いたします。

鍵につきましては、当初受け取った本鍵を本数分返却いたします。もし本鍵を紛失していた場合はマスターのかかった
鍵作製代として金16,000円を負担します。

又、物品を運び出した後の退去立会日は平成 年 月 日 曜日 (午前・午後) 時にします。
尚、現時点では未定なので、決定次第連絡いたします。

移転先

住所 _____

TEL (連絡方法) _____

保証金返還方法

振込

銀行名 _____

支店名 _____

普通・当座

口座番号 _____

口座名義 _____

A) 建物の手入れ

①壁

- イ) 布クロスのはこりは電気掃除機や羽根ブラシで払い落して下さい。
- ロ) ビニールクロスのはこりは、ぬるま湯でついた中性洗剤で落ちます。
- ハ) クロスが剥けた時は、そのまましておきますと接着剤は弱り次々に剥れる恐れがありますので、すぐに接着して下さい。剥れた部分にデンプンのりとボンドを混ぜたものを塗り、しばらくしてクロスがやわらかくなりましたら押さえて貼って下さい。
- ニ) 梅雨時期、暖房時期等万一壁等が結露いたしましたら、発見しだい乾布で拭き取って下さい
- ホ) タイルは中性洗剤、合成洗剤を水に溶かし、布で拭いて汚れを落とし、次にきれいな雑巾で汚れを拭き取ります。クレンザー等をお使いになりますと、タイルの表面の光沢がなくなり又傷が付きましますのでご注意ください。

②床

- イ) タタミ：毎日の手入れは、掃除機等でホコリを取除いて下さい。月に1～2度は住まいの洗剤を薄めた液で雑巾を固く絞って拭いて下さい。その後きれいな水で拭き最後に乾拭きして下さい。さらに年に2度位はタタミを干して乾燥させて下さい。タタミが日焼けした場合は、酢を落としたぬるま湯で拭くと、日焼けは幾分弱まります。その後水で拭いておいて下さい。インクをこぼしたらすぐ歯磨き粉等をかけて、充分吸い込ませてから雑巾で拭くとかなり落ちます。
- ロ) 長尺塩ビシート：2～3ヵ月に1回、ワックスがけをして下さい。それ以外の時は乾拭きで十分です。ワックスがけは、まず表面のゴミや砂を取除き、固く絞った布がモップで拭きます。汚れのひどい時は、中性洗剤を溶かしたぬるま湯に布をつけ、固く絞った後拭きます。さらにモップで乾拭きしてから水性ワックス（化学家オル用）を染み込ませた布で輝きます。（油性ワックスは使用しないで下さい。）

③天井

- イ) 年に2回くらいモップで乾拭きするか、掃除機でホコリを落として下さい。洋室廊下等の天井の部分的な汚れが目立つ時は、細かいサンドペーパーか、小麦粉を水で固めた物でこすると目立たなくなります。和室の部分的な汚れは、化学雑巾等で乾拭きして下さい。

④建具、他

- イ) アルミサッシ：開閉がスムーズにいかない場合は、溝をきれいにした後、ワックスを薄く塗ると滑りが軽くなります。
- ロ) 網戸：網戸はガラス戸に比べますと弱いものですから、動きが悪いからと云って無理をすると変形し、破損することがあります。網戸の手入れは年に1度水洗いして網目のホコリを洗い落とすと、風通しもよくなり、いつまでも美しさが保てます。
- ハ) ステンレス製品：ステンレスは手入れしないと薄く変色します。ステンレスは塩分にも強くないので、常に中性洗剤で洗って清潔にしておいて下さい。

B) 退居時の注意事項

- (1) 賃貸借契約の解除（退居）の手続きについて
解約される時は必ず頭書に記入の解約通知予告義務期間までに管理会社

株式会社 KDM建築設計室

〒560-0056 豊中市富山町2丁目22-1 2

TEL:06-6841-9520

FAX:06-6845-5509

までご連絡下さい。（解約通知書をご送付下さい。）

※上記の解約通知のない場合は予告義務期間分の家賃・共益費・管理費等をお支払い頂かなければなりません。

- (2) 退居時の精算について

電気、ガス、水道、電話、郵便物、新聞、牛乳等は必ず事前に先方に連絡のうえ差し止め、精算しておいて下さい。

- (3) 退居予告後、次の入居者募集を開始しますので、入居者希望者を店内へ案内する場合があります。何卒ご協力下さいますようお願い致します。

- (4) 荷物を運びだされて、契約時原状に復し、掃除等していただいた後、立会をさせていただき、鍵を受取らせていただきますが、その日時が決まりましたら管理会社までご連絡下さい。

C) 引越の際の注意事項

- (1) 電気・ガス・水道の受給手続きについて

①電気……皆様に入居時には既に通電されていますので、室内部に取り付けてある分電盤のブレーカースイッチを入れる（上にあげる）事によって使用できます。なお、使用時には分電盤等に取り付けられているハガキに使用開始日時を記入のうえ必ず電力会社へ郵送するか、または電話でご連絡下さい。

②ガス……ガスは入店立会いの上で開栓になりますので、使用開始の申し込みをご引越の2～3日前までに最寄りのガスショップへ電話で連絡して下さい。指定の日時に係員が開栓してくれますので、当日はガス器具等を設置して必ずご来店下さい。なお、開栓時には印鑑が必要です。

③水道……市によって受給手続きに差異がございますので、管轄の水道局にお問い合わせ下さい。場所によっては開栓手続きに1週間程度かかることもありますので、早めにご確認下さい。なお、水道料金は引越時から入居者の負担となりますので、ご了承下さい。

④電話……電話の取付けについては、管轄のNTT営業所までお申し込み下さい。ご入居後、電話が開設できましたら管理業者まで電話番号をご連絡下さい。

- (2) 引越の際に不要ゴミ、段ボール、板切れ等は運送会社に回収してもらうか、または回収業者に問合せする等して、各自の費用で責任をもって処理して下さい。引越ゴミの回収費用は入居者の負担となります。

快適な建物維持のための遵守事項

この度は、当建物にご入店して頂く事になり誠にありがとうございます。以下に「快適な建物維持のための遵守事項」を列記させて頂いておりますのでよろしくご願ひ申し上げます。
(本建物に該当無き項目は除く)

1 遵守事項

(1) 災害防止

- ①ガスは使用時以外は必ず元栓を止め、ガスによる火災や中毒、爆発等には特に気をつけてください。
- ②窓、バルコニー、廊下、階段から絶対に物（散水を含む）を落とさないで下さい。また、階下に転落される危険があります。常に御注意して下さい。
- ③窓、バルコニー、階段附近に植木鉢、バケツ、空箱等を置くとき突風（不在時または夜間には特に注意）のため落下し他人に危害を与える危険があります。その危険のある所に置かないようにして下さい。

(2) 迷惑行為

- ①テレビ、ラジオ、マージャン、洗濯機等の音声が近隣によく聞こえるものです。特に夜間は音量を下げ、放歌にも気をつけて下さい。
- ②食品や残飯の処理が悪いと、害虫やねずみ等が異常に発生して近隣に被害を与える恐れがあります。
- ③階段室、廊下等の共用部分は、物品の置き場にしない様にして下さい。
- ④屋内の作業等の作業時は、近隣によく振動および音を伝えます。夜間は静かなだけに異常に音が大きくなります。止むを得ない場合には必ず近隣に事前のご挨拶をして下さい。
- ⑤動物の飼育は（意外にこれを嫌う人が多いものです。）禁止しております。

(3) 排水管の掃除・水漏れ

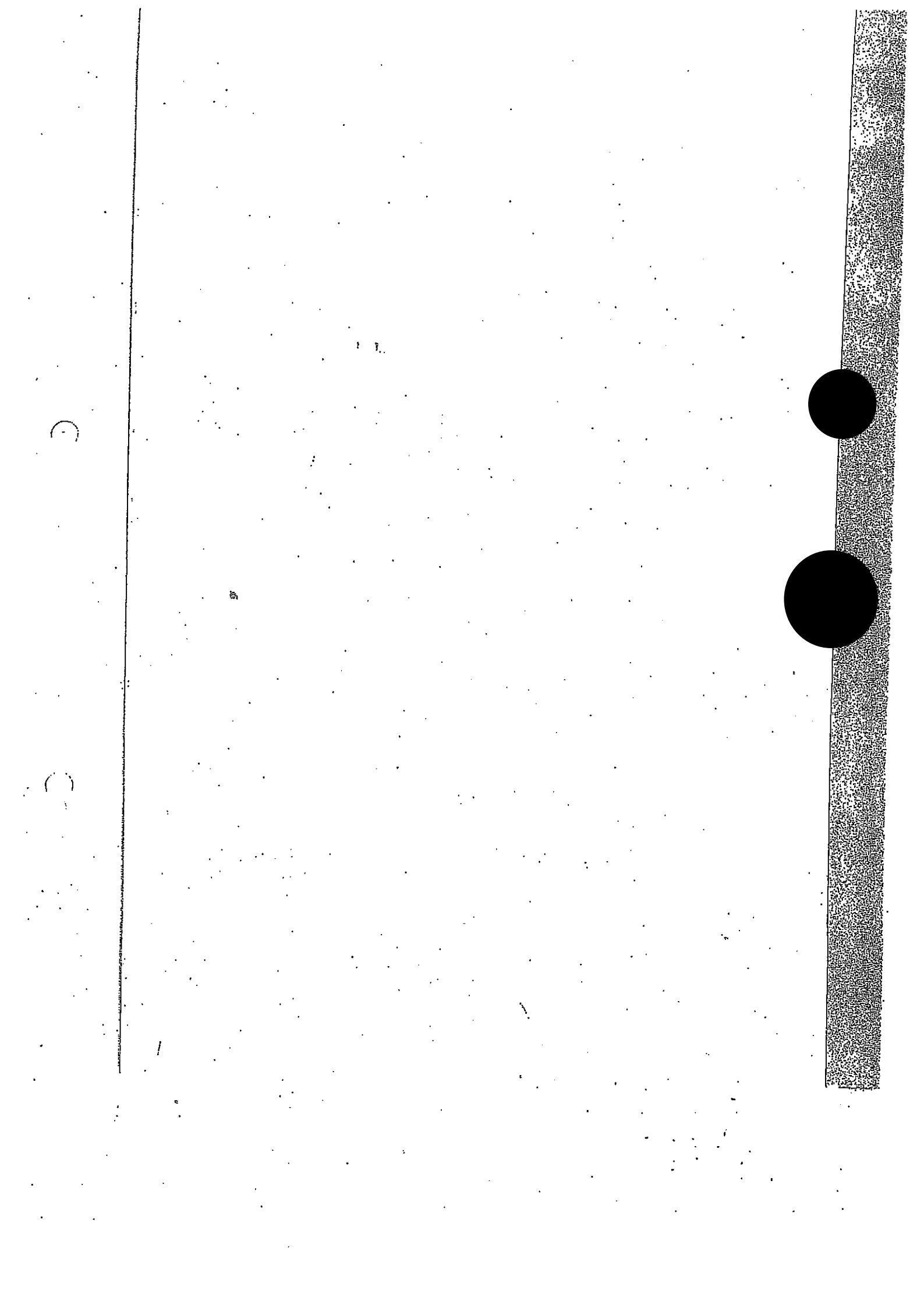
- ①洗面、便所、湯沸かし場等の排水管は詰まりやすいものです。残飯・抜毛・雑巾・油等が流れ込まないよう充分注意するとともによく掃除し、水こぼれによる階下への浸水・落水等の事故を予防して下さい。特にティッシュペーパーや生理用品は水に溶けませんのでトイレに流さないようにして下さい。万一借主が給排水管をつまらせたり、水を漏らしたことによって貸主や階下、隣室等に損害をあたえた時は、その損害を賠償しなければなりません。
- ②バルコニー、フラワーベースまたはすり端にある植木鉢の水やりには特に注意して下さい。階下の物に水がたれたり、かかったりして汚損することがあります。

(4) 結露防止

- ①本建物は、通風の良い一戸建の木造住宅と異なり、新築のものは特に外気に面した壁等に結露し易いものですから、雨の日以外はなるべく外気を入れて湿気をとるよう気をつけるほか、下記を履行して下さい。
 - 物を壁に密着して置かないこと。
 - 物入れ等は、通気するよう壁面からすかして物をいれておき、不在時は建具の両端を少しあけておくこと。
 - グリーンヒーター式でないガス・石油ストーブは、使用時に多量の水蒸気と有害ガスを放出しますから、換気扇や窓開放により時々これ等を屋外に出し、空気を

入れ替えること。

- 加湿のため、ストーブ上にヤカン等を置き湯気を出しすぎ、屋内の湿気を異常に増加させないこと。
 - 湯沸し場で、煮炊きものをするときには換気扇により湿気を屋外に出すように注意すること。
 - 湯沸かし時にも多くの湯気が屋内に流れ出ます、使用後はしばらくは換気扇により強制排気すること。
 - 屋内で洗濯物等は干さないこと。
 - 湿気のとり難い場所や、雨天が続いたときには除湿機や市販している湿気取り用品を使用して除湿すること。
 - 吸湿性の高い厚手のカーテンは、よく湿気を吸収しますから、これを多く使用すると結露防止の効果があります。
 - 結露発生の原因は、屋内外の温度と湿度差によって、温度と湿度の高い側（屋内）の壁面に接触した湿気を含んだ空気が、水蒸気に変化するわけですから、余り室内を温めすぎないようにすること。
※結露や湿気の為、カビが発生しかべやクロス、入居者様の家具等の汚染による修理・取替費用は入居者様の負担となりますのでご注意下さい。
- #### (5) ゴミ処理
- 店舗のゴミおよび不用品の処理は、処理業者と直接契約をして処理して下さい。



(添付様式2)

領 収 書 等 添 付 様 式 【 共 通 】

(令和 5年4月分)
(会派名 維新の会)
(議員名 門 隆志)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務費・人件費	
11	4/10 Dカードでの支払い	共通案分率 50%
	携帯電話使用料	25%
		100%
		それ以外の案分 案分の説明
	請求総額	8,871
	ドコモ払い/D払い	0
	Dマガジン	-440
	SPモード決済	0
	iTunes等	-130
	政務活動対象	<u>8,301</u>

領収証は別添
 本領収証は、県議会議員 門隆志 宛のものである

ご利用料金のご案内 (ドコモご利用分)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	振替日 (TRANSFER DAY)
	2023年 3月ご請求分	ご利用クレジット会社の 規約に基づく振替日
ご利用金額 (TOTAL AMOUNT)	8,871円	

前月ご請求金額	9,335円 (税込)

ポイントのお知らせ
 2022年6月よりdポイントクラブのポイントプログラムが改定されました。街やネットのお店でのお買物や、ドコモの各種サービスでdポイントを多く獲得いただくほどdポイントがたまりやすくなります。詳しくはdポイントクラブサイトにてご確認ください。

【NTTファイナンスからのお知らせ】
 *** NTTグループ各社ご請求金額 ***
 NTTドコモ分ご請求額 8,871円
 (合計) 8,871円
 詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

【NTTドコモからのお知らせ】

クレジットカードお支払い情報

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER)	
ご請求先氏名 (CUSTOMER NAME)	門 陸志 様
ご利用クレジット会社 (CREDIT COMPANY)	*****
カード会員番号 (MEMBER NUMBER OF THE CARD)	*****

NTTファイナンス株式会社
 〒108-0075
 東京都港区港南1-2-70



郵便がはがき

お

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額 (円)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◇基本使用料等 (計)	4,980	4,980	ご利用期間 (2/1~2/28) 5Gギガライト ステップ3: 3GB~5GB	合 算
		(4,850)	(内訳) 5Gギガライト	
		(-170)	(内訳) dカードお支払割	
		(300)	(内訳) spモード利用料	
		0	(参考) 高速通信ご利用データ量は 3.5G	合 算
◇通話料・通信料 (計)	1,715	15	5G・SMS通信料 2月ご利用分	合 算
		1,700	かけ放題オプション定額料	合 算
◇その他ご利用料金等 (計)	1,252	750	ケータイ補償サービス (750円コース)	合 算
		50	ケータイお探しサービス利用料	合 算
		-50	ケータイお探しサービス割引料	合 算
		400		合 算
		100	請求書発行手数料	合 算
		2	ユニバーサルサービス料/基本	合 算
◇決済サービス代金等 (計)	130	130		合 算
			3月請求分 1番号あたり2円のご請求となります	合 算
◇消費税等相当額 (計)	794	794		非対象等
			3月請求分	
			消費税等相当額 (合計)	
			合算表示の料金合計×10%	
◇合計	8,871	8,871	合計	
			<NTTドコモからのお知らせ>	

2023年4月10日のご利用代金明細表

2023年3月25日 発行

お名前	門 隆志 様
お支払い日	2023年4月10日 (月)
お支払い合計額	
カスタマー番号 (サービス名称/ 加入・切替日)	2021年7月15日

金融機関	
支店	
科目	
口座番号	

お客様の個人情報保護のため、口座番号の下3桁を表示していません

各種ご照会・お申込みには会員番号が必要となりますので、お手元にカードをご用意の上、お問い合わせください。

1回払いを除き、商品瑕疵、役務の未提供などを理由にお支払いを止めることができる場合があります。

ご利用日	ご利用店名	ご利用金額	支払区分	今回回数	お支払い金額	(お支払い総額)		(内手数料)		備考
						現地通貨額	略称	換算レート	換算日	
門 隆志 様	ご利用分									
#										
#										
#										
門 隆志 様	ご利用分									
#	23/02/28	ドコモご利用料金/iD 3月分				8,871	1	1	8,871	
<お支払い金額総合計>										

株式会社NTTドコモ
東京都千代田区永田町2丁目 11番1号
登録番号 関東財務局長第01421号

お問合せ先 お手元にカードをご用意のうえ、お手続きください。
dカードゴールドデスク 0120-700-360 (午前10:00~午後8:00年中無休※)
※ ただし、午後6:00~午後8:00については、一部受付できない業務があります
クレジット紛失盗難 0120-159-360 (24時間年中無休)
携帯電話に関するお問合せ 0120-800-000 (午前9:00~午後8:00年中無休)
ホームページ <http://dcmx.jp/>

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和 5年4月分)

(会派名 維新の会)

(議員名 門 隆志)

整理 番号	使 途 項 目	
12	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
	4/10 JCBカードでの支払い 朝日新聞購読料	共通案分率 50% 25%
		100% それ以外の案分 案分の説明 案分率
	<input checked="" type="checkbox"/> 領収証は別添 <input type="checkbox"/> 本領収証は、県議会議員 門隆志 宛のものである	

カードご利用代金明細書

2023年 4月 19日 現在 1/3

門 隆志 様

株式会社ジェーシービー

〒689-1111 鳥取県鳥取市若葉台北6-1-1
JCB鳥取ソリューションセンター
関東財務局長(14) 第00183号

カード名称	[REDACTED]
金融機関名	[REDACTED]
支店名	[REDACTED]
科目・口座番号	[REDACTED]
口座名義	か 妙
今回のお支払日	2023年4月10日(月)
今回のお支払金額合計	[REDACTED] 円

ご利用日	ご利用先など	ご利用明細		今回のお支払明細		摘要	備考
		ご利用金額(円)	支払回数	訂正サイン	お支払金額(円)		
【OS】JCBカード 門 隆志 様							
《ショッピング取組(国内)》							
2023/02/01	朝日新聞デジタル【朝日ID決済】 (12)	3,800	1回		3,800		*
2023/02/01	神戸新聞ECショップ (13)	3,850	1回		3,850		*
2023/02/01	産経電子版 (14)	1,980	1回		1,980		*
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	1回		[REDACTED]		*
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	1回		[REDACTED]		*
2023/02/28	ASAHIネット (15)	4,158	1回		4,158		*
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	1回		[REDACTED]		*
2023/03/01	YC新聞購読料 3月請求分 (16)	4,400	1回		4,400		*
2023/03/01	日経ID決済 (17)	4,277	1回		4,277		*
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	1回		[REDACTED]		*
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	1回		[REDACTED]		*
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	1回		[REDACTED]		*
《ショッピング取組(海外)》							
2023/03/05	ADOBE CREATIVE CLOUD (18)	6,480	1回		6,480		* 2
◆お支払小計						[REDACTED]	* 2
◆◆今回のお支払金額総合計						[REDACTED]	

●事務の都合上、ご利用分の請求月が遅れる場合があります●ご利用日:加盟店利用日ではなくJCB代理店での伝票取扱日等を表示する場合があります●金額欄の“-”は減額分●備考:ポイント対象の利用に*印●QUICPayIDの上4桁「0100」は非表示●法人カードの下4桁は「****」と表示され、実際のカード番号とは異なります●支払区分:1回=ショッピング1回払い、2回=ショッピング2回払い、*1=ボーナス1回払い、*2=ショッピング2回払い、3~24=ショッピング分割払いの回数、S1=ショッピングスキップ払い、C1=キャッシング1回払い、C2=キャッシング2回払い、海外C=海外キャッシング1回払い●今回回数:何回目のお支払いかを表示

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和 5年4月分)
(会派名 維新の会)
(議員名 門 隆志)

整理 番号	使 途 項 目		
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費		
13	4/10 JCBカードでの支払い 神戸新聞購読料	共通案分率	50%
			25%
		100%	
		それ以外の案分 案分の説明	
		案分率	
<input checked="" type="checkbox"/> 領収証は別添			
<input type="checkbox"/> 本領収証は、県議会議員 門隆志 宛のものである			

(添付様式2)

領 収 書 等 添 付 様 式 【 共 通 】

(令和 5年4月分)
(会派名 維新の会)
(議員名 門 隆志)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
14	4/10 JCBカードでの支払い 産経新聞購読料	共通案分率
		50% 25% 100% それ以外の案分 案分の説明
		案分率

領収証は別添

本領収証は、県議会議員 門隆志 宛のものである

(添付様式2)

領 収 書 等 添 付 様 式 【 共 通 】

(令和 5年4月分)

(会派名 維新の会)

(議員名 門 隆 志)

整理 番号	使 途 項 目					
15	4/10 JCBカードでの支払い プロバイダ利用料	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費				
		<table border="1"><tr><td data-bbox="1157 387 1332 470">共通案分率</td><td data-bbox="1332 387 1460 470">50%</td></tr><tr><td data-bbox="1157 470 1332 548"></td><td data-bbox="1332 470 1460 548">25%</td></tr><tr><td data-bbox="1157 548 1332 1019">それ以外の案分 案分の説明</td><td data-bbox="1332 548 1460 1019">100%</td></tr></table> <p style="text-align: center;">案 分 率</p>	共通案分率	50%		25%
共通案分率	50%					
	25%					
それ以外の案分 案分の説明	100%					
<p><input checked="" type="checkbox"/> 領収証は別添</p> <p><input type="checkbox"/> 本領収証は、県議会議員 門隆志 宛のものである</p>						

門 隆志様

2023年4月19日 印刷

| 2023年2月分 ご請求金額・ご利用明細

2023年2月分 ご請求金額

確定 **4,158**円 (税込)

本人 (ID:IH7T-KD) 様分

月日	商品コード/商品名	単価 (円)	税率 数量	税抜金額 (円)	備考
2/28	kc02 会員コース 月額		10% 0分	0	
2/28	hc05 AsahiNet光 マンションコース月額	4,080	10% 1件	4,080	
2/28	kn09 [REDACTED]	-300	10% 1件	-300	

(添付様式2)

領 収 書 等 添 付 様 式 【 共 通 】

(令和 5年4月分)
(会派名 維新の会)
(議員名 門 隆志)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
16	4/10 JCBカードでの支払い 読売新聞購読料	共通案分率
		50% 25% 100%
		それ以外の案分 案分の説明
		案分率
<input checked="" type="checkbox"/> 領収証は別添 <input type="checkbox"/> 本領収証は、県議会議員 門隆志 宛のものである		

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和 5年4月分)
(会派名 維新の会)
(議員名 門 隆志)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
17	4/10 JCBカードでの支払い 日経新聞購読料	共通案分率
		50% 25% 100%
		それ以外の案分 案分の説明
		案分率
<input checked="" type="checkbox"/> 領収証は別添		
<input type="checkbox"/> 本領収証は、県議会議員 門隆志 宛のものである		

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和 5年4月分)
(会派名 維新の会)
(議員名 門 隆志)

整理 番号	使 途 項 目	
18	4/10 JCBカードでの支払い アドビクリエイティブクラウドコンプライト利用料	共通案分率 50% 25%
		100% それ以外の案分 案分の説明 <div style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright; position: absolute; left: -40px; top: 50%; transform: translateY(-50%);">案分率</div>
<input checked="" type="checkbox"/> 領収証は別添 <input type="checkbox"/> 本領収証は、県議会議員 門隆志 宛のものである		

10	R3	8-7	ミラーレス一眼カメラ(Canon EOS M100 EF-M15-45 IS STMレンズキット)	R3.8.10	34,550 円							
11	R3	11-18	携帯電話 (iphone12 mini)	R3.9.1	82,412 円							
12	R3	11-1	インクジェットプリンター (エプソンPX-S860)	R3.10.21	53,316 円							
13	R3	2-7	キャノンプリントヘッドPF-05	R4.2.19	32,555 円							
14	R4	7-8	パソコン一式	R4.7.23	113,860円				R8.7.22	56,930円	11,860円	45,070円

※年度の最初の支出報告書に、使用中の備品を全て記載し添付してください(年度中に処分された備品についても記載すること)

※備品は購入単価(税込)が1件3万円以上の物品とします。

※購入単価が10万円以上の備品は充当できません(ただし、パソコンは上限15万円)。

※購入総額は、1年度に上限30万円です。購入総額30万円を超える備品購入に政務活動費は充当できません。

※保管場所を明らかにし、現物確認ができる状態としてください。

※10万円以上のスマートフォン等については、上限額及び購入価格を二段書きで記載してください

※耐用年数経過日には、購入日から起算し、耐用年数が満了する日を記載してください(パソコンの場合、耐用年数は4年)

※今任期充当額には、耐用年数による案分を行った今任期中に充当される金額を記載してください。

※翌任期充当額には、今任期充当額を差し引いた残額を記載してください。